

2025 ROTAX MAX Challenge SERIES

2025/03/08 制定



SEASON 特別規則書



公示

本競技会は、一般社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」という)の公認のもとに FIA 国際モータースポーツ競技規則/国際カート規則、ならびにその付則に準拠した JAF の国内競技規則/JAF 国内カート競技規則およびその付則、ROTAX MAX CHALLENGE Sporting Regulations 2025、ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2025、および本大会特別規則書、大会公式通知に従って開催されます。

第1章 競技会開催に関する事項

第1条 競技会の名称

2025 RMC SUZUKA CIRCUIT SERIES
(以下、RMC シリーズと表示します)

第2条 大会コンセプト

スポーツマンシップに準じ、技術向上と選手育成を目指します。
カートレースのエキサイティングスピードを体感しエンジョイする。
大会に関連する参加者すべてのマナー向上を目的とし、安全で公平なレース運営を目指します。

第3条 競技種目

第 1 種競技車両によるスプリントレース

第4条 シリーズ競技会のクラス区分と格式

開催クラス区分と格式は各表を参照ください。

表.1

Class 格式	ROTAX MAX Challenge クラス					
	Micro MAX	MINI MAX	Junior MAX	MAX Masters	Senior MAX	MAX Lights
クローズド格式	○	○	○	○	○	○

第5条 開催日程と開催クラス

表.2

日程 \ Class		Micro MAX	MINI MAX	Junior MAX	MAX Masters	Senior MAX	MAX Lights
3/1(土)	第1戦	○	○	○	○	○	×
3/2(日)	第2戦	○	○	○	○	○	○
4/19(土)	第3戦	○	○	○	○	○	×
4/20(日)	第4戦	○	○	○	○	○	○
7/12(土)~ 7/13(日)	第5戦 2DAY 開催	○	○	○	○	○	×
							○
開催数		5	5	5	5	5	3

注1、タイムスケジュール、追加事項は確定次第、公式通知でご案内いたします。

注2、シリーズ第5戦は、1DAY 開催と競技内容が異なります。

注3、MAX Lights クラスには、KYOJO CUP 対象者も含まれ競技します。

※諸事情により急遽予定が変更になる場合には、HP 上にてご案内いたします。

第6条 開催場所と大会事務局

鈴鹿サーキット 南コース 全長 1,264m 幅員 10m 最大直線長 190m

〒510-0261 三重県鈴鹿市稲生町 7992

TEL : 059-378-3405 / FAX : 059-378-8103

第7条 オーガナイザーの名称と所在地

主催：株式会社 フェスティカ

〒328-0066 栃木県栃木市柏倉町 1275-1

TEL : 0282-25-1500/FAX : 0282-25-1512

共催兼、イベントプロモーター：株式会社 栄光

〒468-0052 愛知県名古屋市天白区井口 1-1709

TEL : 052-803-7055/FAX : 052-803-7085

E-Mail : mail@eikoms.com



第8条 競技会組織委員会および審査委員会

大会公式通知にてご案内いたします。

第9条 競技会競技役員

大会公式通知にてご案内いたします。

第10条 審判員[競技オフィシャル]

1. JAF 国内競技規則 10-20 に基づく審判員の判定は、本大会特別規則を参照に実施します。

審判員[競技委員]の氏名は、公式プログラムもしくは公式通知で示されます。

第11条 公式通知に関する事項

本規則書に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する告知等、本規則発表後に生じた必要事項は、公式通知またはインフォメーション、アナウンスにてご案内いたします。

第12条 大会の延期、中止または取り止め、および変更に関する事項

JAF 国内競技規則 カート競技会組織に関する規定に基づき、主催者は大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができます。大会の全部を中止、あるいは 24 時間以上延期する場合は、参加料は全額返還されます。ただし、保険料は返還されません。なお、エントラントおよび選手は、これによって生じる損失について、主催者に抗議する権利を保有しません。さらに、主催者は大会審査委員会の承認を得て、大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとします。

第2章 競技会参加に関する事項

第13条 エントリーの申し込み

1. 受付期間：レース開催日 1ヶ月前から期間（**レース2週間前**）までとします。
詳細の日程は下記表を参照してください。
締切日を過ぎてからのレースエントリーは事務手数料 5,000 円を別途いただきます。
※現地エントリー払いの方は締切日にご注意ください。

	開催日	エントリー締切日
第1戦	3月1日(土)	～2月15日
第2戦	3月2日(日)	
第3戦	4月19日(土)	～4月5日
第4戦	4月20日(日)	
第5戦 2DAY	7月12日(土)～ 7月13日(日)	～6月28日

2. エントリー方法

WEB エントリー専用ページから申し込みください。

- 1) フェスティカサーキット瑞浪のホームページのトップメニューに[WEB エントリー]というメニューからエントリーをお願いします。
- 2) 参加要項を確認し、必要事項すべてを入力してください。
- 3) コース会員の方は、会員ナンバーを必ず記入してください。会員期限が切れていると入力できません。
- 4) WEB エントリー完了後、エントリーフィーをレース開催前までに必ず決済してください。
また、レース当日のご精算は出来ません。

3. 決済方法

下記、どちらかの決済方法で決済ください。WEB エントリー時に確定した金額をご確認頂き、決済するようにお願いします(2重支払いにご注意ください)。

- 1) クレジットカード決済
- 2) コンビニ決済
決済完了で本エントリー終了になります。

4. 現地でエントリーの方へ

WEB エントリー以外で申し込みする場合は、必ずエントリー用紙をエントリー締切日までに大会事務局まで FAX にて送付をお願いします。

通常のエントリー料金の他に、事務手数料 1,000 円をいただきます。また締切日を過ぎた場合 5,000 円も追加加算されますのでご注意ください。

この場合のエントリー代金のご精算は「現金」のみとします。

申込時の注意事項

- 注 1) 決済にかかる手数料がある場合、費用は参加者の方で負担をお願いいたします。
- 注 2) 本エントリーページ内にある、参加誓約書をプリントアウトし、ドライバーが 18 未満の場合、親権者または保護者、ピットクルーの署名をし、レース参加受付時に必ず持参ください。
- 注 3) 記載の決済方法以外は受け付けておりませんのでご了承ください。

注 4) Micro、MINI クラスにエントリーする場合、土日各大会開催時は、土曜エントリーで日曜不参加は認めますが、土曜不参加で日曜エントリーは認めません。

5. キャンセルポリシー

- 1) 大会 1 週間前までのエントリーキャンセルは、エントリーフィーの 10%を手数料受領し、差額を返金いたします。
- 2) 大会 1 週間を切ったからのエントリーキャンセルは、一切の返金はおこないません。

第14条 参加定員

1. 参加定員

Class	参加台数	Class	参加台数
Micro MAX	34 台	MAX Masters	51 台
MINI MAX	34 台	Senior MAX	68 台
Junior MAX	51 台	MAX Lights	51 台

2. 参加台数が 10 台に満たない場合、他のクラスと混走になることがあります。
3. 参加台数が 3 台未満(2 台)の場合、当該クラスを不成立とする場合があります。不成立となった場合、大会 3 日前までに当該選手へ通知いたします。不成立となった場合、エントリーフィーは全額返金いたします。
4. 参加受付台数が規定より多い場合、規則に準じ予選ヒート後に参加台数を制限します。
5. 予選ヒート、ファイナルヒートのフルグリッド台数
全クラス、予選ヒート、ファイナルヒートのフルグリッド台数は 34 台とします。フルグリッド以上の参加台数となった場合、予選ヒートにて決勝ヒート進出選手を決定します。
※変更する場合は公式通知で告知します

第15条 参加資格

1. 選手資格

1) Micro MAX クラス

当該年度年齢：小学 1 年生～中学 1 年生

本年度に有効な JAF カート国内ジュニア B ドライバーライセンス以上または、本年度に有効な SL ドライバーライセンスカデット以上所有者

注1 小学 1 年生で参加する場合、主催者が認めた実績かつ技術のある選手に限られます。この場合、親権者の傷害事故に関する承諾も必要になります。

注2 公認のドライバーライセンスを取得できない選手は、主催者が認めたドライバーライセンス所有者。

2) MINI MAX クラス

当該年度年齢：小学 3 年生～中学 2 年生

本年度に有効な JAF カート国内ジュニア B ドライバーライセンス以上、本年度に有効な SL ドライバーライセンスカデット B 以上、または主催者が認めた有効なドライバーライセンス所有者。

3) Junior MAX クラス

当該年度年齢：小学 5 年生～17 歳

本年度に有効な JAF カート国内ジュニア B ドライバーライセンス以上、または主催者が認めた有効なドライバーライセンス保有者

4) MAX Masters クラス

当該年度年齢：25 歳～以上

本年度に有効な JAF カート国内 B ドライバーライセンス以上、JAF カート国内ドライバーライセンス条件付き以上、または主催者が認めた有効なドライバーライセンス保有者

注3 カートライセンス条件付選手と通常競技ライセンス保有者が混走となる場合があります(JAF 申請認可のもと開催)。

注4 カートライセンス条件付選手が使用するカートは、ハンドアクセルとハンドブレーキが搭載されたリプレカートとなります。

注5 通常のコース安全対策とは違ったサポートを導入実施します。また競技に関する注意事項を参加者全員に告知し、了承していただいた上で競技を開催いたします。

注6 その他の処置または対応に関しては、公式通知に示されます。

5) Senior MAX クラス

当該年度年齢：14歳～以上

本年度に有効な JAF カート国内ジュニア B ドライバーライセンス以上、または主催者が認めた有効なドライバーライセンス保有者

6) MAX Lights クラス

【Senior Lights】当該年度： 中学3年生以上

【Masters Lights】当該年度： 40歳以上

本年度に有効な JAF または SL ライセンスの所持者、または SUZUKA ライセンス所持者。※主催者が認めたコースライセンス所持者の場合あり

【KYOJO CUP 対象者】当該年度： 16歳以上の女性のみ

本年度に有効な JAF または SL ライセンスの所持者、または主催者が認めたコースライセンス所持者

ピットクルー登録

全クラス16歳以上とし、選手1名につき2名まで登録可能とします。

第16条 レース参加に必要なものと傷害保険への加入義務

1. ライセンス

出場クラスに適合したライセンス、またはコースライセンス(主催者またはエントラントが認めた証明)が必要になります

2. 競技会参加に関する誓約書

フェスティカサーキット瑞浪のホームページにあるレース参加誓約書をプリントアウトし提出をしてください。

参加選手が18未満の場合、親権者または保護者、ピットクルーの署名の上、レース参加受付時に提出願います。

3. 競技規則書

当該年度有効な競技規則書を必ず理解し、所持していなければなりません。

競技当日は必ず、タブレットや携帯モバイルで閲覧できるようにしてください。

4. 傷害保険への加入義務

1) スポーツ走行およびレースに参加するドライバー、ピットクルーは鈴鹿共済会に加入が必要です。※共済会は年間加入または暫定加入とします

(1) 年間加入は、SMSC会員として登録され、所定の共済会会費を納めた者のみとします。

(2) 暫定加入は、当該大会(特別スポーツ走行・レース走行)のみ有効とします。

2) 共済会以外の保険

障害、死亡・後遺症補償のある保険加入証明ができるもの、および保険証はコピーを持参願います。※下記SLスポーツ安全保険でも可

3) ピットクルー、メカニックの方

ピットクルーおよびメカニックの方も傷害保険加入を推奨いたします。

=== SLO 安全協会(スポーツ安全保険)とは ===

東京海上日動火災株式会社を幹事会社とする、損害保険会社9社との間に、傷害保険を一括契約した補償制度です。SLO加盟コースで開催されるカートレースと練習走行に参加する選手また、有効なSLメンバーズカード、有効なJAFカートライセンス、またはSLO加盟コースのコースライセンスホルダーを加入対象者とし、SLO加盟コースにおける団体管理下の練習走行、カートレース、イベント等で発生した傷害事故の補償が対象となります。

SLライセンスを持っていない方でも、SLO安全協会(スポーツ安全保険)に加入することができます。

第17条 ピットクルー等のピットエリア入場規定

ピットクルー、メカニック、エントラント等に配布していたクレデンシャルカードを廃止します。当該競技のサポートに入る前、アナウンスにて入場をコントロールします。ダミーグリッド、作業エリア、コースは危険な場所です。ピットクルー、メカニック、エントラントにおいては、施設内での事故等による傷害は、理由にかかわらず自己責任となります。ただし施設の不備は除きます。施設内のルールを守っていただき、すべての方が危険な場所で作業していることをご承知おきください。

第18条 エントリーフィーおよびピットクルー登録料

エントリーフィーにはピットクルー1名分の登録料が含まれ、各クラス次の通りとします(表示価格は税込みになります)。

1. エントリーフィー

	Micro MAX	MINI MAX	Junior MAX	MAX Masters	Senior MAX	MAX Lights
マイポンダー使用	23,000 円 ※			1 戦から 4 戦		注) 参照
レンタルポンダー使用	25,000 円 ※					
マイポンダー使用	40,000 円			5 戦 2DAY		
レンタルポンダー使用	42,000 円					
注) MAX Lights (KYOJO CUP 含む) は、※印の料金となります						

2. 自動計測装置(トランスポンダー)レンタル料は上記料金に含まれます。

主催者が用意するトランスポンダー用のホルダーを使用する場合、レンタル料として以下料金を加算します。 ※ポンダーホルダーレンタル料 **500 円**

MYLAPS 製マイポンダーを所有し本大会で使用する場合、レンタル料は不要とします。

必ず WEB エントリー時にマイポンダー番号をインプットしてください。

3. 追加ピットクルーについて ※1 名につき以下のとおりとします。

4. 追加ピットクルー登録料 **1,000 円**

第19条 参加受理と参加拒否、誓約書への署名

- 参加者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知されます。
- 参加を受理後、悪質な行為で参加を取り消す申込者に対しての参加料は返金されません。
- エントラント、選手、ピット要員は参加申込用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければなりません。

第3章 競技に関する事項

第20条 参加車両

2025 年 JAF 国内カート競技車両規定、ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2025、および本規則書の車両規定に従って開催されます。

第21条 選手の装備品

- レーシングスーツ
 - レーシングスーツは皮製または、JAF 公認のレーシングカートスーツもしくは、CIK/FIA 公認実績のあるレーシングカートスーツの着用が義務付けられます。
ただし、破れ、ほつれ、汚れの激しいものは使用が認められません。
 - グローブ(手袋)、シューズ(足首まで保護する靴)など、それぞれ丈夫なものを使用してください。ただし、軍手、ビニール手袋、かかとのあるシューズ等は認められません。
 - ネックガードおよびリブプロテクター
 - 12 歳(小学生)以下の選手はネックガードおよびリブプロテクターを必備とします。
 - Micro MAX、MINI MAX、Junior MAX に参加する 12 歳(小学生)以下の選手はネックガードおよびリブプロテクターを必備とします。

(3) 13 歳(小学生から中学生)以上の選手にも、ネックガードおよびリブプロテクターの装着を強く推奨します。

(4) 使用するネックガードおよびリブプロテクターは、破損のないものを使用してください。

2. ヘルメット

1) ヘルメットはフルフェイスタイプとし規格公認品を使用し、保護の役割を果たさないと判断した場合や著しく損傷しているものは使用不可とします。また、使用年数が 10 年を超えるものも使用できません。

2) 15 歳以下の選手に対し、CIK 公認ジュニア用ヘルメットの装着を推奨します。

3) シールドおよび捨てバイザー

走行中に、シールドが外れかけている場合は、オフィシャルが危険と判断しオレンジボールの対象となりますのでご注意ください。また、捨てバイザーは使用禁止とします。

第22条 競技番号(ゼッケン)

1. 番号

1) 各クラスのゼッケンは、1 番から 99 番の範囲といたします。

2) 全クラス共にゼッケン 1 から 6 番は、前年度当該クラスのシリーズランキング 1 から 6 位の選手のみ使用することができます。それ以外の選手は、指定範囲の中から希望のゼッケンを選択できます。ただし、希望番号が重複した場合は先着順とします。前年付けていたゼッケンナンバーを使用したい場合、主催者に確認してください。

3) エントリー時に希望ゼッケンを指定しなかった場合、主催者にて番号を設定します。

4) 各クラスに欠員が出た場合、一度決めたゼッケンを変更する場合があります。また欠員の場合のレースでは連番とならないことがあります。

2. エントリー後に、参加選手の登録氏名とゼッケンナンバーをエントリーリストに登録したあとに、再度、登録氏名またはゼッケンナンバーを変更したい場合は、事務手数料として 3,000 円を別途いただきます。

3. 色

1) Micro MAX クラス 黄色ベースに黒文字、または白色ベースに黒文字

2) 上記以外のクラス 黄色ベースに黒文字

3) MAX Masters クラスの条件付き選手は、ゼッケンベースを白とします。また、ゼッケンナンバーは黒文字とし、他の選手のゼッケンナンバーと重複しないよう事前にエントリーリストなどで確認をお願いします。

4. ゼッケン寸法

1) ベースサイズ 縦 17cm 以上

2) 数字 縦 15cm 以上

既製品でなく自己作成品も可としますが、競技委員が数字の判別が難しいと判断した場合、ゼッケンナンバーの交換をお願いする場合があります。

5. 取り付け場所

車両の前後およびサイドボックス両側の 4 か所に取り付けしてください。

6. ゼッケンは選手各自で準備ください。

第23条 自動計測装置(トランスポンダー)

1. 参加選手は、オーガナイザーより貸し出された自動計測装置(トランスポンダー)を使用することとします。トランスポンダーは競技終了後すみやかに返却してください。万が一破損、紛失した場合、1 個につき **55,000 円(税込)**をオーガナイザーまたは、計測器所有者へ支払っていただきます。高価な計測装置につき、ご理解いただきますようお願いいたします

2. 貸し出した自動計測器(トランスポンダー)に計測不良がおきた場合、レース中の交換可能な時間を判断し別な自動計測器(トランスポンダー)に交換します。その場合もゼッケン番号に変更はありません。

3. 自動計測器(トランスポンダー)の配布は選手受付時に事務局にておこないます。また、貸し出した自動計測器(トランスポンダー)は、決勝ヒート終了後にパークフェルメで回収します(マイホルダーの方は機器のみ返却してください)。

4. 参加者は、主催者が用意する自動計測装置(トランスポンダー)の代わりに、自身で所有する MYLAPS 製 Tranx 160、Tranx 260、Tranx PRO/FLEX、TR2、X2(以下、マイボンダーという)を使用することができます。また、使用する際は以下の項目を厳守してください。

1) 使用申請については、エントリー時にマイボンダー番号を確実に記入してください。

- 2) マイポンドーは所有者以外の使用はできません。他人との共用も認めません。
 - 3) ダブルエントリーでマイポンドーを共有することはできません。
 - 4) マイポンドーが正常に作動していないと、計時委員長が判断し競技役員により交換指示された場合は、直ちに主催者の用意する自動計測装置(トランスポンダー)に交換することがあります。
 - 5) マイポンドーを使用する際は、充電、製品管理は自己責任となり、それに伴う計測トラブルに関しては全て参加者の責任となります。計測不良によってタイム計測が出来なかった場合、リザルトにタイムは表示されずタイムトライアルの時はノータイムとなります。
5. トランスポンダーの付け忘れに関しましては、如何なる場合も「必備部品違反」とし、ノータイムとします。また、トランスポンダー取り付け位置は、車両座席(シート)の後部、またはシートステー(ブレーキ側)に取り付けるものとし、地面との距離は約 30cm の高さに設置するよう留意してください。

第24条 燃料(ガソリン)の指定と検査

JAF 国内カート競技車両規則 第 2 章 第 25 条に準じ、ガソリンスタンド計量器から販売されている一般市販の無鉛ハイオクガソリンを使用してください。

大会期間中、使用する燃料については、設内給油所で販売されるガソリンの使用を義務付けます。

1. ガソリン購入の際、給油所にて発行されるガソリン購入証明ステッカーを車両申告書に貼付し、公式車検時に提出してください。なお、ガソリン購入証明ステッカーは、10ℓ以上購入した場合に発行されます。また、発行されたガソリン購入証明ステッカーはドライバー 1 名に対して 1 枚のみ有効であり、1 枚のガソリン購入証明ステッカーで複数のドライバーのガソリン購入証明とはなりません。(購入日より 14 日間有効とします)
2. やむを得ず公式車検までに提出できない場合は、当該クラス公式練習開始までに提出してください。
3. 紛失・滅失によるガソリン購入証明ステッカーの再発行は行いません。
4. 主催者は使用する潤滑油の銘柄指定およびサンプルの提出を求める場合があります。

5. 燃料には、燃料の性質を変えるような装置を取り付けしたり、添加剤を混入することは違反であり、発覚した場合は競技失格となります。
6. サーキット内供給燃料供給に関して
 - 1) サーキット内において供給される燃料の銘柄は「ハイオクガソリン」のみとします。
 - 2) 供給時間：公式通知にて公示します。
 - 3) 供給場所：鈴鹿サーキット内給油所（東レーシングコースパドック内）
 - 4) 消防法に合致した金属製携行缶を必ず用いて購入してください。
 - 5) 主催者は施設内給油所が使用できない場合、別途給油所を指定する場合があります。

—指定燃料成分表—

(2024年12月現在)

ハイオクガソリン

銘柄

鉛分

オクタン価 (リサーチ法)

蒸気圧(37.8℃)kPa

密度(15℃)

無加鉛

99.8

74.7

0.7442 g/cm³

7. 車検でのガソリン検査

技術委員長の任意により、各ヒート後に使用した燃料(ガソリンや混合オイル含む)の成分検査を行います。違反が認められた場合、技術委員長は審査委員会へ報告し審査委員会の判断によりペナルティとなる場合もあります。

- 1) サンプルガソリンと明らかに色が異なる場合

参考：混合ガソリンの色違



サンプルガソリン 指定外ガソリン

2) サンプルガソリンと色は同じだが、判定数値が異なる場合

上記、1)、2)いずれも、次ヒートより主催者が用意したガソリンとオイルを使い走行してください。

主催者が用意したガソリンを使用する場合

車検場へポリミックスを持参し、車検スタッフ立ち合いのもと、ガソリンとオイルを受け取りその場で混合し、以降そのガソリンを使用してください。

使用したガソリンとオイルの代金は、後日、所属チームを通してご請求させていただきます。

第25条 インテークサイレンサー

1. すべてのクラス

1) ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2025 を参照し、

合致したモデルを使用してください。

2) インテークサイレンサーの空気取り入れ口付近に、空気の流れを変える装置や整流板、導風板等を取り付けることは禁止されます。

3) ウェットコンディションで、吸気口の雨カバーやインテークサイレンサー周辺の雨進入防止板を装着する場合はウェットタイヤ装着時限定とします。

ウェットタイヤを装着していない時に同様のものが車体に取り付けられている場合、車両違反の対象となります。

第26条 ブレーキ

1. ブレーキはフットペダルにより両方のリアホイールに同時かつ有効に作動しなければなりません。

2. すべてのクラスにおいて、フロントブレーキ付きシャシーの使用を禁止します。

3. フロントハンドブレーキは、主催者が認めた者のみ使用許可します。その場合は一般市販品や純正品に限ります。

第27条 ブレーキダクト

1. ブレーキダクトの装着はシャシーのブレーキ側に 1 本のみ認められます。

2. ダクトに使用出来る材質は柔軟で割れにくいプラスチック素材または、アルミ製の方向が変えられるジャバラ状の筒とします。

3. 空気の吸気部は丸形状のものは円周、四角のものは四辺で計測し 60cm 以内であり、空気通路部分は円周・四辺で計測し 30cm 以内とします。(取り付け方法、使用許可品は JAF 規則に準拠します)

第28条 ラジエーター

1. すべてのクラス

1) ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2025 を参照し、

合致したモデルを使用してください。

2) シャッターカバー(温度調整用カバー)の取り付けは認められます。但し、MAX 純正品に限られ、強固に固定されていることとします。

3) 装着状態は車検委員によって確認される。取り付け方法変更や取り外しを指示された場合、修正や変更してください。

4) 冷却水は水のみとし、不凍液やそれに相当する液体の使用は認められません。

5) 純正品のシャッターカバー以外でラジエーターの冷却調整をする場合、ガムテープのみ使用を認めます。この場合、ガムテープはラジエーターに対して 1 周巻き以上に貼り付け、はがれることのないようにします。

第29条 テレコミュニケーション

コース上の選手とそれ以外の者との間で連絡ができるテレコミュニケーション(遠隔通話装置、無線装置など)の使用は、公式練習から決勝ヒートまで禁止となります。

この事項に対する抗議は一切受け付けられません。

第30条 空力装置、補強部品、安全ガード、一般市販オプション品

1. すべてのクラス

取り付け方法、使用許可品は、2025 年までの CIK-FIA 公認品に限り装着可能とします。

その他、一般市販品の保護プロテクターの装着可否詳細は、ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2025 と、本規則書に準拠します。

第31条 車載カメラについて

レース時に車載カメラを搭載する場合、公式車検時に「車載カメラ取り付け許可申請書」を提出して下さい。

公式車検後に申請書を提出する場合は、出走開始の **30 分前**までに車検へ提出して下さい。

車載カメラ取り付け許可申請書を提出後、カメラを取り外すもしくは取り付けしない場合も必ず車検委員長まで申し出を行い、申請の取り下げ処理をしてください。

※申請取り下げ処理は、出走開始の **30 分前**までに必ず行うこととします。

車載カメラで撮影した画像はあくまでも個人が楽しむものであると同時に、主催者側から車載カメラ映像を競技判定資料として、提出していただく場合があります。この場合、大会審査委員会側が画像を確認できた場合のみ撮影画像を判定資料とします。

1. 取り付け注意事項

- 1) カメラ本体は、ボルト(直径 5mm 以上を推奨)とナットでしっかり固定しゼッケンナンバースペースを隠さず、安易に脱落しないように強固に固定すること。
- 2) ボルト、ナットで固定できない特殊なカメラを取り付ける場合、事前に大会審査委員会までご確認をお願いします。固定に不備があった場合取り外しをお願いする場合があります。
- 3) 競技中の脱落があった場合ペナルティの対象となります。
- 4) 車載カメラ規定
 - (1) 車載カメラ取り付け許可申請書を車検に提出せず競技に参加した場合

(2) 車載カメラ取り付け許可申請書を提出したにも関わらず、車載カメラを取り外すもしくは、取り付けしないで競技に参加した場合

(3) 競技中、取り付けの不具合により車載カメラが脱落した場合

(4) 指定外箇所へ車載カメラを装着した場合

(5) 事故等によって、車載カメラが脱落した場合

これらの規定に違反した場合、ペナルティの対象となります。

第32条 ブリーフィング(ドライバーズミーティング)

参加選手およびエントラントは、必ずドライバーブリーフィングに参加しなくてはなりません。

ブリーフィングに参加しない場合は、ペナルティの対象となります。

エントラントミーティングを実施することがあります。開催する時は各エントラントへ事前に連絡いたします。

大会当日、交通事情等によってブリーフィング開始時間に到着出来なかった場合は、事前に連絡があった場合に限り、大会事務局に遅延理由書を提出し競技参加が認められる場合があります。ただしタイムトライアル出走前までとなり、大会審査委員会の許可が必要となります。

第33条 ダミーグリッド

参加選手はタイムスケジュールに準じ、指定のダミーグリッドにて出走準備をしなくてはなりません。ダミーグリッドに入場した後は、メカニック作業は禁止され、部品の交換、工具の使用、給油、ケミカル用品の使用等も禁止されます。ただし、タイヤ空気圧を調整するためのエアゲージ使用は認めます。ここでいうエアゲージとは空気圧を計る機能のもので、

※エアを送り出す機能のある器具、機械工具は使用不可

これに違反した場合、出走を取り消されその競技に参加することは出来ません。

1. 場所

- 1) タイムトライアル、予選ヒート、プレファイナルヒート（実施導入の場合）

ピットロードにグリッド番号が表記してあるエリアをダミーグリッドとします

2) ファイナルヒート

ホームストレート

注1 工具を使った作業を行う場合は、進行委員または競技委員にその旨を説明し、指定された場所のみ作業が認められます。

注2 スタートが出来ないと判断した場合、再スタート準備はピットエリアに限定されます

注3 急激な天候変化の場合、ダミーグリッドでタイヤ交換のみ認める場合があります。

その場合はアナウンス等で案内いたします。案内があるまで作業はできません。違反した場合、ペナルティの対象となります。

第34条 エンジン暖気

パドック内ではエンジンの始動チェックのみが行えます。

パドック内でのエンジンの暖気運転、から吹かしは禁止されます。

エンジン暖気に関する違反はペナルティの対象となります。

スタート前にエンジン始動チェックが出来る場合

1) タイムトライアル、予選ヒート、プレファイナルヒート（実施導入の場合）

ダミーグリッドのみ

2) ファイナルヒート

ホームストレートのみ

3) エンジンに不具合が生じた場合、車検への申告の上、技術委員、または技術委員長が任命したオフィシャル立会いの下、指定された場所で暖気が許可されます。

第35条 レース方式

1. レースは、タイムトライアル、予選ヒート（複数予選ヒートとグループ予選ヒート）、ファイナルヒートとし、ファイナルヒートの結果により最終順位を決定します。

※レース方式の詳細や、周回数等の変更がある場合、公式通知で発表します。

2. プレファイナルヒートを導入する場合は公式通知、タイムスケジュールにて通知します。

第36条 フリー走行

1. レースウィークの金曜日にポンダーチェックを含めたフリー走行を実施します。

2. フリー走行時のタイヤは自由とします。

※変更の場合は公式通知で発表いたします。

3. 公式練習走行の設定はありません。

第37条 タイムトライアル

1. すべての選手は、公式通知に記載された時間内で、タイムトライアルに参加しなければなりません。

2. 各クラスの参加台数によって、全車同時か組分けを設定しタイムトライアルを行います。

3. タイムトライアルに参加しない場合は、ノータイムとなり予選ヒートは最後尾（または最後列）スタートとなります。

4. タイムトライアルの計測時間は、**5分間**（変更の場合は公式通知で発表）とし、そのベストタイムを採用します。

5. 計測時間内であれば、選手は各自のタイミングでコースインすることができます。

時間内であれば途中で止まった場合も再トライすることができますが、ピットインした場合は再トライできません。

6. 計測は、コースイン後にスタートラインを通過した車両に対して、全てのラップを計測し、ベストラップのタイムを採用します。

1) 義務周回数は定めません。

2) 記録したベストタイムが同タイムの場合は、当該選手が記録したセカンドラップを採用します。更に同タイムとなった場合は、サードラップタイムで決定いたします。

3) 計測が出来なかった車両についてはノータイムとし、最後尾グリッドよりスタートとなります。複数台の車両がある場合は、ゼッケン順に配列されます。

4) タイムトライアルが何らかの理由により中断された場合、残り時間分のタイムトライアルを再開します。再タイムトライアルの時間は、大会審査委員会が変更する場合があります。

7. タイムトライアル中、計測機トラブルによってラップタイムが計測できない事態がおきた時、計時による手計測のタイムまたは参加者自身の車両に搭載されているデータロガーのタイムを採用する場合があります。
8. フロントフェアリングの正しい装着状態確認は、タイムトライアル後の車検で実施し、不具合がある場合は、第 8 章第 69 条に準じて判断します。
9. 参加台数が多い場合、2 組または 3 組の組分けを行います。
組分けは参加受付時に抽選を行い決定します。決定した各組の選手は公式通知で発表され、タイムトライアル終了まで組分け走行を行います。
※出走順は 1 組からスタートし、各組の台数は均等にならない場合があります
10. タイムトライアルの流れ
 - 1) 計測開始：コースオープンと同時にメインポストへ計測中ボードが掲示されます。
 - 2) 計測中：計測中ボード掲示後、コントロールラインを通過した車両から順に、計測が開始されます。計測時間内にコントロールラインを通過した全てのタイムを計測します。
 - 3) 計測終了：計測時間終了と同時に、メインポストにてチェッカーフラッグが掲示されタイムトライアル終了となります。
11. その他の方法でタイムトライアル行う場合は公式通知に示されます。

第38条 予選ヒート

1. 予選ヒートの周回数

Class	レース時間	Class	レース時間
Micro MAX	規定時間にプラス 1 周を 1 ヒート	MAX Masters	規定時間にプラス 1 周を 1 ヒート
MINI MAX		Senior MAX	
Junior MAX		MAX Lights	

2. 予選ヒート時間およびグリッドの決定

1) Micro MAX、MINI MAX、Junior MAX、MAX Masters、Senior MAX

- (1) 予選ヒート回数：2 回
- (2) 各予選ヒート 1 のグリッド決定方法は、タイムトライアルの成績順とします。
- (3) 各予選ヒート 2 のグリッドは予選ヒート 1 のベストタイム順とします。
- (4) 予選ヒート 2 のグリッド決定の優先順位

- ① 予選ヒート 1 を完走し車検を通過している選手
- ② 予選ヒート 1 が未完走(DNF)で車検を通過している選手
- ③ 予選ヒート 1 をスタート(DNS)できなかった選手
- ④ 予選ヒート 1 でヒート失格(DQ)になった選手
- ⑤ 予選ヒート 1 の後、エンジン交換、フレーム交換によって最後尾になった選手

注4 予選ヒート 1 のベストタイムが同タイムの場合は、予選ヒート 1 のリザルト順とします。

注5 失格者が複数いた場合は、予選ヒート 1 のリザルト順とします。

- (5) 予選ヒート 1 でペナルティを受けた選手は、次の通り予選ヒート 2 のグリッド順へ反映します。

タイム加算ペナルティ、グリッドダウンペナルティを受けた選手に対しベストタイム順のグリッドから、一律 3 グリッドダウンとします。

例 1：予選ヒート 1 の成績がコリドー違反で 3 秒加算のペナルティとなった

例 2：予選ヒート 1 の成績がフェアリングペナルティで 5 秒加算のペナルティとなった

※例 1, 例 2 共に予選ヒート 2 のグリッド順は、予選ヒート 1 のペナルティ内容にかかわらず、ベストタイム順で並べられたグリッドから **3 ポジションダウン**とします。

3. 台数によってグループ予選ヒートを実施する場合

タイムトライアルの結果からグループ分けを行い、グループ予選ヒートで予選通過選手を決定します。グリッド決定順は、タイムトライアルの結果により 1 位は最速タイムを出した組(1 組と呼ぶ)の最速タイム(総合最速タイム)とし、2 位は他方の組(2 組と呼ぶ)の最速タイム、3 位は 1 組の 2 番目の最速タイム、4 位は 2 組の 2 番目の最速タイムとし、以下同様に決定します。

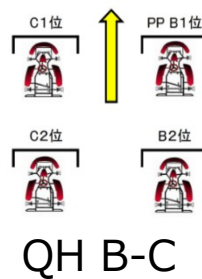
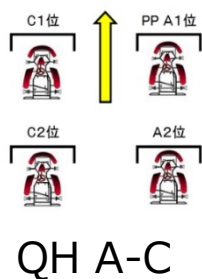
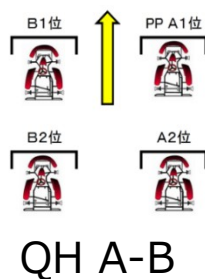
1 組と 2 組のタイム差が **101%を超えない**場合でも、グリッド決定の方法は変わりません。

予選ヒートの方法やスタート順が変更になる場合は、公式通知とタイムスケジュールで発表いたします。

例：予選ヒートを 3 グループに分けた場合 <<タイムトライアルの成績によって編成>>

タイムトライアル 1 組			タイムトライアル 2 組		
順位	タイム	予選グループ	順位	タイム	予選グループ
1 位	31.242	A	1 位	31.245	B
2 位	31.245	C	2 位	31.248	A
3 位	31.250	B	3 位	31.253	C

【3 グループ予選ヒートのグリッド】



A、B、C、D の 4 グループ予選ヒートの場合

タイムトライアル 1 組			タイムトライアル 2 組		
順位	タイム	予選グループ	順位	タイム	予選グループ
1 位	31.242	A	1 位	31.245	B
2 位	31.245	C	2 位	31.248	D
3 位	31.250	A	3 位	31.253	B

4. 各予選ヒートでペナルティを受けた選手は、次の通り予選ヒートのグリッド順へ反映され、ポイント数が変動します。

※クラスのレース方式によって適用されない場合があります

1) タイム加算ペナルティ、グリッドダウンペナルティを受けた選手に対しベストタイム順のグリッドから、一律 3 グリッドダウンとします。

例 1：予選ヒート 1 の成績がコリドー違反で 3 秒加算のペナルティとなった

例 2：予選ヒート 1 の成績がフェアリングペナルティで 5 秒加算のペナルティとなった

例 1, 例 2 共に予選ヒート 2 のグリッド順は、予選ヒート 1 のペナルティ内容にかかわらずベストタイム順で並べられたグリッドから **3 ポジションダウン**とします。

2) グループ予選ヒートの場合、グループグリッドの変更はありませんが、獲得ポイント数がペナルティによって変動します

第39条 予選ヒートポイント ※プレファイナルヒート導入の場合も同じポイントです

1. 予選ヒートポイントは、次の表に示す各順位のポイントを各選手に付保します。

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1	0	10	10	19	19	28	28
2	2	11	11	20	20	29	29
3	3	12	12	21	21	30	30
4	4	13	13	22	22	31	31
5	5	14	14	23	23	32	32
6	6	15	15	24	24	33	33
7	7	16	16	25	25	34	34
8	8	17	17	26	26		
9	9	18	18	27	27		

2. 各選手は出走した予選ヒートで獲得したヒートポイントの合計が各選手の予選ヒートポイントとなります。

3. 予選ヒートポイントは全予選ヒートが終了した時点で予選総合結果として集計されます。

ペナルティ行為があつて順位が降格した場合、降格した順位のポイントを付保します。

当該ヒート DNF の選手は周回数通りの着順とし、その順位通りのポイントとします。

当該ヒート DNS の選手は、ヒートグリッド台数に+1 ポイントが加算されます。

ヒート失格の場合、ヒートグリッド台数に+5 ポイントが加算されます。

4. 各ヒートポイントのヒートグリッド台数基準

グループ予選ヒートの場合 予選ヒート A-B のグリッド台数

複数予選ヒート戦の場合 ヒート 1 のグリッド台数

5. 天候急変やアクシデント等の諸事情で、タイムトライアル、予選ヒート、ファイナルヒートを含む各クラスのスタート順や予選ヒート数、周回数を変更する場合があります。変更になる場合は、タイムスケジュール及び公式通知で発表します。

【 第5戦は、プレファイナルヒート実施導入の場合 】

1. 【 参加台数 34 台以下のクラス 】・・・グループ予選ヒートで獲得したポイントの合計を成績順に並べ、グリッド順を決定しプレファイナルヒートを実施します。

2. 【 参加台数 34 台以上のクラス 】・・・グループ予選ヒートで獲得した予選ヒートポイントの合計を成績順に並べ、一番少ないポイントのドライバーを A、次点のドライバーを B とし、総台数を A と B に振り分け、A と B の 2 組でプレファイナルヒートを実施します。

※この場合、A からスタートします

3. すべての獲得ポイントが同ポイントの場合、タイムトライアル結果の成績順位を元にグリッド順を決定します。

注1) レース方式やその他の決定方法、変更に関しては公式通知で発表します。

プレファイナルヒートの周回数

Class	レース時間	Class	レース時間
Micro MAX	規定時間にプラス 1 周を 1 ヒート	MAX Masters	規定時間にプラス 1 周を 1 ヒート
MINI MAX		Senior MAX	
Junior MAX		MAX Lights	

第40条 ファイナルヒート

1. 予選ヒートの回数が 1 回の場合

1) 予選を通過した選手は、すべて決勝に出場できます。

2) グリッド順は、予選ヒートの成績順により決定します。

3) 予選ヒートが同着の場合は、タイムトライアルの成績順を優先します。

2. 予選ヒートを複数回行った場合

1) 【 プレファイナル導入なしの時 】獲得したすべての予選ヒートポイントの成績順を出し、総合結果から予選を通過した選手のみファイナルヒートに出場できます。

2) 【 プレファイナル導入の時 】獲得したすべての予選ヒートポイントとプレファイナルヒートポイントを合算した成績順を出し、総合結果から予選を通過した選手のみファイナルヒートに出場できます。

3) ファイナルヒートのグリッド順は、獲得したすべての予選ヒートポイントを合算した成績順を出し、そのポイントが少ない方からグリッド順を決定します。

4) プレファイナルヒート導入時は、獲得したすべての予選ヒートポイントとプレファイナルヒートポイントを合算した成績順を出し、そのポイントが少ない方からグリッド順を決定します。

5) ファイナルヒートのグリッド決定の優先順位

予選ヒートポイントの合計が同ポイントの場合、タイムトライアルの順位を優先します。

3. 総合の獲得ポイントが 34 位から下の選手は予選落ちになります。

4. ファイナルレースに参加出来ない選手が発生した場合、スタート 30 分前までに リタイヤ届が提出され受理された場合に限りその空いたグリッドを詰めて再度グリッド編成をすることがあります。

5. 各クラスの暫定優勝選手は、ウイニングランをおこなう場合があります。

6. ファイナルヒートで同着の場合は、その順位を各対象者に与えます。

例：2 着が 2 名いた場合 ⇒ 1 位、2 位、2 位、4 位…

ファイナルヒートの周回数

Class	レース時間	Class	レース時間
Micro MAX	規定時間にプラス 1 周を 1 ヒート	MAX Masters	規定時間にプラス 1 周を 1 ヒート
MINI MAX		Senior MAX	
Junior MAX		MAX Lights	

第41条 スタート

1. スタートは以下の手順に沿って進みます。

2. スタート方式はローリング(2 列の隊列)スタートとします。

3. タイムトライアル、予選ヒート、(またはプレファイナル導入時) はダミーグリッドからコースインとなります。ファイナルヒートは、オフィシャルの指示のもとコース内に進入し、ホームストレート上をダミーグリッドとします。車両をグリッドに置いたあとはコース内から車両スタンドを速やかに

にピットエリアに移動してください。サポートとしてコース内に残ることができるのは登録ピットクルーのみとなります。

※ダミーグリッドからコースインする場合、スタートの補助は 1 コーナー両側に置かれたパイロンとパイロンを直線で結んだラインまでとします。

4. ウォームアップ走行を 1 周後、フォーメーションラップで隊列を整えスタートします。

ただし、レース進行が大幅に遅れた場合はフォーメーションラップのみ 1 周行いスタートする場合があります。また、外気温度が著しく低く、暖気走行が必要な場合や新品タイヤの装着で危険が予測される場合など競技長が必要と判断した場合は、フォーメーションラップの周回を増やす場合があります。

5. コースイン開始後スタート信号灯にレッドライトが点灯されます。ウォームアップ走行中の軽度なヒーティング行為は認められますが、走行中の安全性確保が条件となります。

ヒーティング時のスピン、他車への接触等の行為はペナルティとなります。

基本的に、ウォームアップ走行後にフォーメーションラップという流れでスタートを切るまで運用していきます。

6. フォーメーションラップで 2 列の隊列が形成された後、先頭が追い越し禁止区間(ポジション復帰禁止)のヘアピンコーナーを立ち上がった先に引かれたレッドラインに差しかかった位置からスタートラインまではヒーティング行為禁止となります。

7. フォーメーションラップ中の選手は一定のスピード走行し、隊列をキープしながら、かつ、スピード調整のボード提示を確認し最終のペースコントロールを守りながら 25m ラインを目指します。

8. 隊列の乱れやスピードが思わしくないと判断された場合、フォーメーションラップをもう 1 周行う場合はレッドライトの点灯を継続します。この時、ドライバーは手を上げてドライバーサインを出しもう 1 周をアピールし、再びスタートの合図が出るまでフォーメーションラップを継続します。 ※ペースコントロールを指摘されたドライバーは隊列形成を守ること。

9. フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れたと判断された選手に対し、白地に赤×(バツテン)ボードが提示され、その選手は隊列の最後尾(または最後列)に着かなくてはなりません。 ※スタートもう 1 周やミススタートとなった場合も解消されません。

10. フォーメーションラップ中にストップしてしまった車両は確実に全車通過後に安全に自力で再スタートできた場合に限り隊列の最後尾（または最後列）につくことができます。ただし、危険地帯での停止等の場合、オフィシャルが手を貸しコースクリアにする場合があります。この場合の再スタート判断は競技長が決定し場合によっては審議対象になる場合があります。また、ローリング隊列に遅れた選手はコース内でスピード調整をして隊列の前からペースを落とし自分のグリッドに戻ることはできません。前方から戻った場合は、選手に黒旗が振られ当該ヒート失格となります。
11. フォーメーションラップ中のポジション復帰禁止区間は、ヘアピンコーナーを立ち上がった先に引かれたレッドラインからスタートラインまでとなります。この区間中にポジション復帰のため追い越しをするとペナルティとなり、復帰違反の選手に黒旗が振られ当該ヒート失格となります。
12. 不出走、白地に赤×でいなくなったポジション、フォーメーションラップ中に停止した車両がいたポジションと空席となったグリッドは他の車両によって詰めてはならず、スタート合図が出されるまで空席が維持されなければなりません。
13. 先頭グループは、後続の隊列を乱さないようにスピードを調整しなくてはなりません。これに違反した場合はペナルティが課せられます。たとえポールポジションでも、急加速にて隊列を乱す行為はペナルティとなります。すべての車両は隊列を守り、隊列を乱す行為はペナルティの対象となります。選手は隊列のスピードとポジションを守り、安全にスタート出来るよう心がけなくてはなりません。自身の車両が不調に陥り加速出来ない場合や隊列内にいると危険だと予想された場合、必ずドライバーサインで周りに知らせ、安全に車両を停止させなければなりません。また以下の行為により赤旗によって競技が中断された場合、赤旗中断後の再スタート時のグリッドは、審議によって最後列になる場合があります。
14. 隊列のポールポジションがスタートライン手前 25mラインを超え、加速を始めたとき競技長が判断した時点で、レッドライトを消灯しスタート合図を全ドライバーに送ります。この時、セカンドポジション選手はポールポジションのドライバーより先に加速を始めてはなりません。セカンドポジション選手の加速が早かったとき競技長が判断した場合や、ポールポジションより先に加速を始めた選手、グリッド位置を詰めたりする選手、プッシング等の違反行為をしていた選手は、競技終了後にペナルティが課せられます。
- 注 1) この時、警告旗や警告ボードなどをゼッケンナンバーと提示し選手に通知します。（違反行為に関しての審議はビデオ判定となります）
- 注 2) スタート信号灯に不具合が発生し動作不良になった場合、スタート合図を知らせる方法は日章旗を提示振動します。
15. レッドライト消灯と同じタイミングでピットエリアにスタートを知らせるため日章旗をメイン（センター）ポストで振ります。スタート合図のあとはコリドーレーンの白線をタイヤがはみ出しても問題ありませんが、スタートの合図が出る前に、コリドーレーンの白線からのタイヤはみ出しや、上記 13 の対象行為はペナルティとなります。
16. [ミススタート]：スタートを切ったが、そのスタートに何らかの疑似が生じた場合、25R コーナー入口にてミススタートフラッグが提示されます。隊列はスタートを仕切りなおすため、再度ローリング隊列を整え、速度を調整しながら再スタートに向け走行します。このとき選手は手を上げ、[もう 1 周]の合図を出し、再び、スタートの合図が出るまでグリッドポジションの変更や追い越しをしてはなりません。これに違反した場合はペナルティの対象となります。
17. フォーメーションラップ中の先頭車両が、ヘアピンコーナー立ち上がった先に引かれたレッドラインに差しかかった時点で、ダミーグリッドおよびピットエリアからの出走はできません。

第42条 レース終了

- 決勝ヒート着順 1 位の選手がフィニッシュライン通過後 2 分以内に車両が同ラインを通過した選手に対してチェッカーフラッグが振られます。
- 先頭車両にチェッカーフラッグが提示された時点で、ピットロード出口はクローズとなりピットエリアにとどまっている車両は再度コースイン認められません。

3. 車両を押してチェッカーフラッグを受けることは認められません。
4. レース終了後のダブルチェッカーは嚴重警告となります。
5. 決勝レース、トップでチェッカーを受けた 1 位の選手に対しウイニングランを行う場合があります。
詳細は公式プログラムで発表いたします

第43条 完走

完走とはチェッカーフラッグに関係なく規定周回数の 1/2 以上を完了していることとします。
ただし、車両検査で適合しなければなりません。

第44条 順位の決定

レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定されます。

1. 完走者(チェッカーを受けた選手で車検を通過した選手)
2. 完走者(チェッカーを受けていない選手で、車検を通過した選手)
3. 不完走者(DNF)(完走扱いにはならないが、車検を通過した選手)
4. 不出走者(DNS)(順位はつかず、リザルトには掲載される、出走する意思はあったが結果、出走できなかった選手)
5. 失格者(DQ)(順位はつかず、リザルトには掲載されます)
6. 上記対象者が複数の場合は、ゼッケン順で並べます。
7. ペナルティ対象の選手が DNF 選手より順位が下回る場合は、DNF 選手を優先とします。

第45条 レースの中断

1. JAF 国内カート競技規則 カート競技運営に関する規定 第 9 章 第 35 条 レースの中断に準じ、赤旗提示の場合選手は直ちに速度を落とし、レースを中断するため追い越しをせず、オフィシャル指示に従い停止できる体制でホームストレート上のスタートライン手前で徐行して停止します。その場合、センターを空けて危険を回避することに努めてください。競技長の指示があるまでピットクルーはグリッド上への介入および車両の整備をおこなってはい

けません。また、工具を用いた修理等は一切禁止されます。修復が必要になった車両はピットエリアで修理し、レースに復帰できる場合があります。

2. 赤旗によって競技中断となった場合、競技長より指示がない限りメカニック作業(プラグ交換やフロントフェアリングの修正)や給油等はできません。この場合、再スタートの時間を決め作業実施の有無や再スタート出来る車両の確認を行います。作業を実施する場合基本ピットエリアになりますが、最短時間で再出走出来る場合、コース上での軽作業を認める場合があります。赤旗後の処置については各ヒートで裁定が異なります。

第46条 レースの成立

レースの成立は次のように決定されます。競技時間を満了出来る場合と赤旗中断などで競技時間を満了出来ない場合があります。

1. 競技時間の場合 ⇒ 規定時間の 70%を経過していればレース成立とします。
※この場合、残り周回数が残っていても競技時間で決定します。
2. 周回数競技の場合 ⇒ 規定周回数の 60%を経過していればレース成立とします。

第47条 ニュートラリゼーションの実施

競技中、赤旗提示まではいかないと判断した場合、ニュートラリゼーションが発動されます。すべてのフラッグポストからデジタルイエローフラッグが点滅されると同時に、イエローフラッグと SLOW ボードが提示され、コース上はニュートラリゼーションとなります。この場合、競技走行中の選手はトップを走っている選手を先頭に 1 列の隊列で周回をかさねます。選手はニュートラリゼーションが解除されるまで 1 列の走行が続きます。また、1 列隊列走行中のラップも競技周回数としてカウントされます。場合によっては解除されず、赤旗となる場合や競技終了になる場合もあります。ただし、赤旗になった場合は、赤旗の対処になりますのでご注意ください。ニュートラリゼーション中の詳細はホームページにリンクしますので円滑な競技再開に向け、参加選手は、選手サイン、スピード調整、リスタートに向けてのルールを覚えてください。

1. 1 列隊列走行のスピード目安はタコメーター8000rpm 位とします。
状況に応じて変更する場合は、ブリーフィング時に告知します。

2. 全選手はニュートラリゼーション中であることを認識し、先頭集団のカートは必ず速度を落とし安全スピードを保持します。この時ピットインは出来ませんが、コースに復帰する場合は必ず最後尾に着くこととします。
3. ニュートラリゼーション終了の合図は各ポストのデジタルイエローフラッグが点滅から点灯に変わり、イエローフラッグが静止に変わります。SLOW ボードの提示は継続されます。
この合図で次の周から競技が再開されることを選手に知らせるサインとします。
4. 競技再開は、先頭の車両からポジション復帰禁止目印のレッドライン手前より、加速が許されます。ただし、1列の隊列はコントロールラインを超えるまで継続し、追い越しは出来ません。コントロールラインに先頭の車両が接近し、センターポストでデジタルグリーンフラッグの点滅を合図に競技再開となります。ただし、コントロールライン手前から、1列隊列からはみ出し追い越しを始めた場合、隊列違反ペナルティの対象となります。先頭の車両が1周するまで全ポストでデジタルグリーンフラッグが点灯されます。
5. ニュートラリゼーション中の追越しはピットロードに侵入した車両と、トラブルにより減速したカートやスピードを維持出来ずラインを譲るカートがいる場合のみ認められます。

第48条 トラックリミット『四輪脱輪走行』に関する事項

国際競技において、アスファルト舗装外を走行する行為[走路外走行]がレギュレーション違反行為として判定されています。以下の通り採用いたします。

コース両脇に引かれたホワイトライン（コース側線）から、4輪をはみ出して走行する行為を走路外走行とし、トラックリミットとして判定いたします。

- (1) 走路外走行によりタイムを上げる行為
 - (2) 走路外走行によって順位を上げる行為
 - (3) 走路外走行から急激なコース復帰による危険行為も危険復帰として判定されます
 - (4) 走路外走行の対象は公式通知で告知します。
- すべては映像判定によって審議されます。詳細に関しては、ペナルティカタログに準じます。

第49条 給油

レース中のピットエリアおよびダミーグリッド、コース上での給油は禁止とします。許可なく給油をした場合、当該ヒートの出走を認めないかレース途中の場合は当該ヒート失格とします。悪質な場合、レース除外とします。赤旗中断等による再走行準備のため給油する場合は競技長から許可が出たあとアナウンスによって給油が認められる場合があります。給油が出来る場所はピットエリアのみとなります。

第50条 信号旗

JAF 国内カート競技規則 カート競技会運営に関する規定第3章に従ってください。競技旗や白地に赤バツテンのボード、その他の合図は基本ホームストレートのメインポストからホームストレート側で提示します。その他の競技旗は、各コーナーポストで競技委員が提示します。それ以外の方法を取り入れる場合は公式通知で発表します。

1. デジタルフラッグ導入実施

※デジタルフラッグ運用の公式通知を必ずご確認ください

2. 白地に赤×(バツテン)ボード

ローリング隊列から大きく遅れたと判断され、白地に赤バツテンボードが提示された選手は最後尾（または最後列）に着かなければなりません。

対象選手は、スタートが切られるまで最後尾（または最後列）を維持します。

3. 緑旗

コースクリアや危険追い越し禁止区間の解除

- 1) ダミーグリッドからのスタート合図は緑旗(グリーンフラッグ)を用います。
- 2) イエローフラッグ(追い越し禁止)解除に用います。
- 3) イエローフラッグ提示ポストから、追い越し禁止解除ポストで、グリーンフラッグを提示します。

※ニュートラリゼーション時、競技再開の時も使用します

4. 白黒旗

スポーツ精神に反する行為をした選手に対し、ピット停止を義務づけられる黒旗掲示の最終的警告で以下の場合、対象選手に対し積極的に白黒旗が提示されます。

- 1) フォーメーションラップのスピード落とさない選手
- 2) フォーメーション隊列の自己ポジションを無視して乱す選手
- 3) 軽度な違反行為、走行マナーが悪く、非スポーツマン的行為をして競技を乱す選手
- 4) スタート後に、同じ選手が白黒旗の対象になるような行為を重複して行なった場合そのヒートで白黒旗累積 2 回になり黒旗が提示され競技を停止し競技長の所まで出頭しなければなりません(白黒旗は、その他のヒートには累積されません)。

5. 青/赤旗

周回遅れになろうとしている、もしくは周回遅れの選手に対して、ゼッケンナンバーと一緒に提示されます。青/赤旗は競技長の指示によりメインポストで振られ、提示された選手は迅速にピットインしレースを止めなければなりません。

使用は **Junior MAX、MAX Masters、Senior MAX** クラスの**ファイナルヒート**のみになります。

6. オレンジディスク旗（オレンジボール）

競技中に、車両装備品の脱落や不具合発生または選手の安全装備品に不具合やその装備品に脱落が発生した場合などに対し、ピットエリアに戻りその箇所を修復し、競技に戻りなさいという状況で運用します。修復が完了するまで競技を再開できません。また競技残り僅かな周回や最終ラップの場合は、競技中のアクシデントによる車両装備品の脱落や不具合が発生したとしてもオレンジディスク旗を提示出来ない場合があります。

7. 黒旗

悪質または危険、選手マナーやモラルの欠如したルール違反の参加選手に対し提示されます。競技を直ちに停止し競技長の所まで出頭しなければなりません。

8. イエローフラッグ解除のグリーンフラッグ提示導入の実施

イエローフラッグからの減速、追い越し禁止区間を、イエローフラッグから対象障害物ではなく、次のポストで提示するグリーンフラッグまでの運営を実施します。各選手は、グリーンフラッグ先から、スピードアップや追い越しができるものとします。これまで通り、コース上やコース脇で、停止車両や事故が発生している場合、その手前のポストでイエローフラッグが振られます。イエローフラッグから対象車両までがイエローフラッグ区間ではなく、グリーンフラッグを超えるまでが、減速、追い越し禁止区間となります(補助として LED のイエローランプを点滅させる場合があります)。

注1 グリーンフラッグ担当のコース員が選手救済等で不在時は、当ポスト位置までが追い越し禁止区間として判定いたします。

注2 軽度なスピンや車両復帰が素早く行われた場合、グリーンフラッグを出す前に対象エリアの区間が解除になる場合もあります。

第51条 ピットクルーおよびピットエリア、パドック

1. ピット内およびピット前作業エリア(ピットエリア)で作業できるのは当該クラスに出場している選手と登録されピットクルーのみとします。
2. ピットエリアに入れるのは、登録されたピットクルーと選手のみとします。無登録の者がピットエリアで作業するとペナルティの対象となります。
3. ピットエリア、ピットサインエリアは公式通知で表示します
4. ピットサインをエリア外で出すと「ピットサイン外作業」に該当しペナルティの対象となります。
5. ピット作業をエリア外で行くと「ピット外作業」に該当しペナルティの対象となります。
6. コース内での回収作業、グリッド上でのスタート補佐などは、登録されたメカニックおよびピットクルーと選手のみとします。
7. ピットクルーの行為については、JAF 国内カート競技規則 カート競技会参加に関する規定 18 条 に基づき、選手に直接責任があるものとします。ピットクルーの規則違反で、対象選手に黒旗を提示することがあります。
8. ピットロードを必ず徐行しなければなりません。徐行を怠った場合や危険な走行はペナルティの対象となります。

9. ピットロードへ入った車両は、必ずピットストップしエンジンを停止しなければなりません。
これに違反した場合はペナルティの対象となります。
10. 赤旗によって再スタートまでの時間内にメカニック作業や給油を行う場合、競技長の指示の元、必ずピットエリアにおいてのみ、その作業が認められます。
11. パドックエリアにおいて火気および発火物の使用は禁止されます。
12. ピットサインが出せる場所は、指定されたサインエリアのみとします。ピットサインエリア外でサインを出す行為をするとペナルティの対象となります。
13. 車両がコースインしたときから、スタートを切って1コーナーを過ぎるまで、サインエリアへの立ち入りは禁止とします。指定のピットサインエリアに関しては公式通知にて発表いたします。

第52条 車両保管および公式車両検査

1. JAF 国内カート競技規則 カート競技会参加に関する規定第3章に基づき、車両検査が行われます。公式車検ではレーシングスーツも車検の対象となります。CIK/JAF 公認実績のあるレーシングスーツの着用が義務付けられます。規則に不適合な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかった場合でも承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は旗の指示を受ける場合があります。
2. 公式車検の日時および場所は公式通知にて通知します(時間厳守)。
3. 各ヒート終了時には必備部品が備わっているものとします(必備部品の軽度なズレなどに関しては、技術委員長の判断になります)。
4. レースを終えた車両は、車検場で車両検査をおこない、車両の適合、不適合を大会審査委員または技術委員が審議し判断します。
5. 決勝レース終了後は、指定車両に対し車両保管および再車両検査を行います。
6. 車両保管の時間は決勝レース終了後30分以上とし、所定の場所で行われます。保管中は技術委員の指示があるまでは保管車両に一切触れてはなりません。
7. 車両保管解除後は、車両をすみやかに引き上げなければなりません。
8. 技術委員長は、スタートした全ての車両に対して検査を行なう権限を持ち、技術委員長より検査の指示があった場合は、参加者もしくは登録されたピットクルーが責任を持って、車両やエンジンの分解および組み立てを行うこととします。また、関係役員、エントラントおよび

選手、登録されたピットクルー以外は検査に立ち会うことはできません。車検対象車両やエンジンの検査終了後は、すみやかにエンジン、部品、工具類など一式を必ず引き上げなくてはなりません。

9. 本条項の検査に応じない場合は失格とします。
10. 記条項の違反者には、大会審査委員会の決定するペナルティが課せられます。

第53条 その他競技に関する注意事項

1. 選手は、危険回避義務があることを十分に理解しなければなりません。
2. 停止車両が選手自身によって、再スタートならびに車両移動ができないと判断された場合、オフィシャルの手によって安全な場所に車両を移動する場合があります。この場合、通常はレースリタイヤとなり当該ヒート競技終了となります。また、危険地帯での停止や多重クラッシュによる車両の重なり等をオフィシャルが手を貸し救済補助する場合があります。このあとレースに一旦戻れたとしても、安全を優先し補助したので競技委員の判断により排除される場合があります。基本原則は、公式練習、タイムトライアルおよびレース中にスピン等で車両が停止した場合は、他を妨害することなく後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合のみレースに復帰できるものとします。復帰するための最小限の方向転換は認められます。
3. Micro MAX、MINI MAX クラスの場合、車両を降りた時点で当該ヒート終了になります。緊急の場合救助を優先いたします。オフィシャルが手を貸したことによって、即リタイヤというのではなく、安全を第一に考えて危険箇所から避難させるためだけに補助する場合があります。通常は車両を降りるか、オフィシャルによって車両を移動させられた時点で当該ヒート競技終了となります。
4. ショートカットはオフィシャルの指示がない限り禁止となりペナルティとします。ショートカットについての解釈は、走路でない場所を走行した選手が、その行為により有利になる状態が発生した場合を示します。ただし危険回避のため飛び出したあと、後続のカート位置を確認し、元のポジション付近やその後方に安全に復帰する場合は問題ありません。

5. 悪天候やレース進行上のトラブルによりクラス出走順を入れ替える場合があります。また赤旗によりレース中断した場合も同様の措置をとる場合があります。
6. タイムスケジュールの基準時計をコースに設置します。各ヒートのスタート定刻までにダミーグリッドに来ていない車両がいたとしても、時間通りにコースインとします。公式のタイムスケジュールが早まった場合や遅れている場合に関しては、アナウンスでスタート時間をお知らせします。
7. 競技中に、吸気、排気装置にトラブル・脱落が発生した場合、ただちに安全な場所へ停止するかパドックに入って競技を終了しなくてはなりません。競技を続行している場合、その選手に黒旗提示をし競技を停止させます。ただし、安全上問題がある場合は、その限りではありません(安全上問題がある場合、オレンジディスク旗で修理させる場合もあります)。

第4章 ペナルティ(罰則)に関する事項

第54条 ペナルティ

1. 2025 年競技規則に基づく危険・反則行為に対しペナルティを課します。ペナルティの判断は競技長や審査委員長(大会審査委員会含む)によって国内格式競技罰則やフェスティカサーキットグループの罰則(ペナルティカタログ)等の資料に基づき決定されるものとします。
2. ドライバーサインを怠った選手やドライバーマナーを厳守していない選手に対し注意、警告とする場合があります。
3. 競技会中の反則行為について、選手を停止させることなくペナルティを課す場合があります。

第5章 抗議、暴力等に関する事項

第55条 抗議

1. JAF 国内カート競技規則 第 13 章 に基づき、抗議は書面にて抗議料を添付の上、エントリーより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとします。
 - 1) 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は車両検査後 **15 分**以内とします。
 - 2) 競技中の過失または反則に対する抗議はその競技終了後 **30 分**以内とします。

- 3) 競技の成績に関する抗議はその発表後 **30 分**以内とします。
2. 大会運営役員に対する各抗議はエントリーのみ受け付けるものとし、抗議料は、現金 22,000 円とします。(JAF 国内カート競技規則・付則、カート競技に関する申請・登録等手数料規定に関する第 8 条に基づく)提出された抗議により再車検等を実施し、その抗議が成立した場合には再車検等の要した費用ならびに組み立て費用は被抗議者であるエントリーおよび選手の負担とし、これと反対に、当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は、抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については技術委員長に委ねられます。

3. エントリー及び選手の遵守事項

- 1) エントリーは自己の係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有します。
- 2) エントリー、選手及びピットクルーは本特別規則の下で開催される競技会中に生じた事態についてコースの所有者、主催者とその関係者及び大会役員に対していかなる責任も追及できません。

4. エントリー、選手及びピットクルーは、競技委員やレースジャッジに対し、スポーツマンらしくらぬ行為や不謹慎な言葉遣い、暴言、威圧、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とします(施設退去の場合もあります)。

5. エントリー、選手及びピットクルーによる、競技会場での言葉による脅しや侮辱、威圧、暴力行為をした場合、主催者の判断により当該競技会失格、当施設からの退場、次戦のエントリー拒否等のペナルティを与えることができます。

主に、選手に対しての暴力(特に子供へ)選手間同士の暴力は目に余る物がありますので人道的な対応を心より願いたします。

6. 主催者や大会審査委員、選手間に対して、SNS 等で誹謗中傷、侮辱をした場合、競技会の参加を取り消す場合やエントリーの拒否をする場合があります。
7. 規則の解釈、本規則ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものといたします。

第6章 賞典およびシリーズに関する事項

第56条 賞典と副賞

1. 決勝の順位によって賞典対象を決定します。

賞典は選手に対して行われます。

内容は全クラス、以下の通りとします。

1) 各クラス 1～3 位まで

2) 1 位：トロフィーと副賞、2 位：トロフィーと副賞、3 位：トロフィーと副賞

3) 対象は、ファイナルヒートにて完走（完走扱い含む）した選手に限ります。

KYOJO CUP 賞典の対象は、MAX Lights クラスに参加の女性ドライバー上位 3 名に限ります。

※各賞典内容は変更になる場合があります。

第57条 シリーズポイント

1. シリーズポイントは、次の表に示す各順位のポイントを各選手に付保します。

【シリーズポイント表】

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1	25	6	15	11	10	16	5
2	22	7	14	12	9	17	4
3	20	8	13	13	8	18	3
4	18	9	12	14	7	19	2
5	16	10	11	15	6	20	1

2. 最終戦は、表の通り決勝成績の獲得ポイントを 1.2 倍とします。

【最終戦のシリーズポイント表】

順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント	順位	ポイント
1	30	6	18	11	12	16	6
2	26.4	7	16.8	12	10.8	17	4.8
3	24	8	15.6	13	9.6	18	3.6
4	21.6	9	14.4	14	8.4	19	2.4
5	19.2	10	13.2	15	7.2	20	1.2

3. シリーズポイントは、決勝レース完走者（規定時間（周回の場合も）の 1/2 以上を走行し、車両検査で適合を受けた選手）のみに与えられ、不完走者、失格者および不出走者には与えられません。

4. 決勝ヒートのポールポジション選手には 3 ポイントが加算されます。ただし対象者が適合車両、エンジンでなかった場合は、付与されません。

最終戦の PP ポイントは、**3 ポイント**です。1.2 倍にはなりません。

5. 全戦出場者には、ボーナスポイントとして 5 ポイント加算します。

シリーズ戦ポイントの有効ポイントは、各クラスともに上位ポイントの 4 戦（**最終戦を含む**）を有効とします。

6. 獲得ポイントが同一の場合は、以下の順で決定いたします。

- 1) 上位入賞回数の多い者。
- 2) ポイント、上位入賞回数と同じ場合は、最終戦の成績が上位の者。
- 3) 出場回数が多い者。

7. シリーズポイント累計は、最終戦終了時に集計し、総合の獲得ポイント順によってシリーズチャンピオンが決定されます。

第58条 シリーズの成立とシリーズ賞典

4 大会開催でシリーズ成立とします。

1. シリーズ賞典

1) 正賞

すべてのクラスの、シリーズランキング 1 位～5 位までにシリーズ賞が与えられます。

2) 副賞

① シリーズチャンピオン

シリーズ優勝賞金と、チャンピオン盾を贈呈

② シリーズ 2 位から 5 位

シリーズ入賞品と記念の盾を贈呈

第7章 広告に関する事項

第59条 競技と広告について

1. ナンバープレートに広告を表示することは認められません。

広告(スポンサーステッカー、協賛等のロゴ)については車両検査までに取り付けてください。

オーガナイザーは次の者に対し抹消する権限を有し選手はこれを否定することはできません。

1) 公序良俗に反するもの

2) 政治、宗教に関連したもの

3) 本競技会と関係するスポンサーと競合するもの

第60条 肖像権および個人情報に関する事項

1. 肖像権

主催者、共催者、およびこれらの指定した第三者は、参加者の写真その他の肖像、参加車両の写真、デジタル画像、音声、映像等を Web-site、報道、放送、出版等に用いることができます。

2. 個人情報

レース並びに共催者は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、レースイベント参加者の個人的情報を、下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

1) 業務内容

- (1) レースイベントの受付、レースイベントのプログラム作成、レースイベントの状況撮影、レースイベントのリザルト(成績表)作成、保険加入有無の確認、その他、
- (2) レースイベントを円滑に行うことができる業務およびこれらに付随する業務。

2) 利用目的

- (1) レースイベント事務手続きを行うため
- (2) レースイベント参加者の個人成績を公表するため
- (3) レースイベント内容を、ホームページやその他の SNS で情報を公開するため
- (4) レースイベントの状況動画や画像配信をおこなうため
- (5) レースイベント中に事故があった場合、関係各所にて保険処理をおこなうため

第8章 その他に関する事項

第61条 その他一般事項

1. 変更事項が生じた場合は公式通知にて通知します。
2. 技術委員に承認されたデータロガー(データ蓄積装置)およびタコメーターの使用は可能とします。ただし、データロガー用のトランスミッター(発信機)の設置場所はコース外としオーガナイザーによって承認された場所のみとします。
3. オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の一部あるいは全部を延期、中止する事ができます。なおエントラント、選手はこれによって生じる損失についてオーガナイザーに抗議する権利を有しません。さらに、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限もあわせて保有するものとします。これに対する抗議は認められません。

4. パドック、ピット、ピットエリア内での火気の使用は禁止されます(施設の告知や注意事項を守ってください。また、ゴミの不法投棄をした場合は施設内に投棄したすべてのゴミを必ず後日でも処理していただきます)。
5. 指定された場所以外での喫煙は禁止されます。
6. 使用するピット・パドックは主催者側で指定させていただきます。
7. 競技中の電光板表示(タイム・順位)およびレースアナウンスは、サービスとして行っているものであり、競技成績の暫定や正式との食い違いがあったとしても、審査委員会と計時による競技最終結果〔リザルト〕が優先されます。

第62条 競技車両に関する申請方法と手順

1. 車両に取り付ける車載カメラの申請は車検時または、次スタート 30 分前までに技術委員長に提出し了承を得てください。その後、事務局から大会審査委員会へ書類が回り承認されます。申請用紙は事務局から受け取るか、HP からプリントし使用してください。詳細は 30 条通りとします。申請料は無料です。
2. エンジン交換、シャシー交換の申請は、次スタート 30 分前までに技術委員長に承認を得て、申請用紙を事務局から受け取るか、HP からプリントし使用してください。
流れ⇒ 技術委員長の承認 ⇒ 申請用紙記入 ⇒ 事務局にて申請料を収める ⇒ 事務局から大会審査委員会へ書類が回る ⇒ 承認されグリッド表等の差し替え。
ここまでの作業があるので、必ず時間厳守をお願いします。
3. 詳細は 68 条、70 条通りとします。 ※申請料は記載の費用が必要です。

第63条 損害補償

1. すべての参加者は、自己の過失により、施設の器材、計測器等、その他諸々に損害を与えた場合は、その損害について責任を負うこととします。
2. 主催者および大会役員の業務遂行により起きた選手およびピット要員の死亡、負傷および車両の損害に対して主催、共済、後援、協力、協賛するものおよび大会役員は一切の補償責任を負わないものとします。

第64条 緊急医療機関に関して

鈴鹿サーキット限定「負傷時の医務室受診義務」

1. 大会期間中負傷した際は、必ずサーキット内医務室にて診断を受けるようにお願いします。
※受診していない場合、共済会の適用から除外される場合があります。
表示する病院を鈴鹿サーキット指定病院とします。

鈴鹿中央総合病院	鈴鹿回生病院	三重県立 総合医療センター
外科・整形外科・内科 脳神経外科 他	外科・整形外科・内科 脳神経外科 他	外科・整形外科・内科 脳神経外科 他
鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	鈴鹿市国府町 112-1	四日市市大字日永 5450-132
059-382-1311	059-375-1212	059-345-2321

第65条 本規則書の解釈

本規則書ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとみなします。

第66条 本規則書に記載されていない事項

本規則書に記載されていない事項は、2025 FIA(国際自動車連盟)の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠した 2025 年 JAF(日本自動車連盟)国内競技規則と JAF 国内カート競技規則、ROTAX MAX CHALLENGE Sporting Regulations 2025、Technical Regulations 2025 MAX の車両規定、および本大会特別規則書とその車両規定に準拠します。

第9章 カートに関する事項

第67条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは車両申告書に登録済みのものとし、次の個数が登録できます。

Class	シャシー	エンジン	タイヤ
Micro MAX	1 台	2 基	ドライ 1 セット ウエット 1 セット
MINI MAX			
Junior MAX			
MAX Masters			
Senior MAX			
MAX Lights			

第68条 エンジン登録とエンジン交換規定

1. すべてのクラス

- 1) 全クラス、規定に合致する仕様のエンジンを **2 基**まで登録することが可能です。
- 2) 公式練習後やその他のヒート後にエンジン交換が生じた場合、登録内のエンジンに交換が可能です。
- 3) エンジンはシェアすることが認められます。ただし、エンジンシェアに関しては双方の選手またはチームがエンジン登録書にシェアすることを記入しなくてはなりません。
- 4) 追加エンジン登録を公式車検後に行いエンジン交換を行った場合、公式練習、タイムトライアルには出走出来ますが、エンジン交換した選手のタイムリザルトは反映されることはなくノータイムとなり、予選ヒートのグリッドは最後尾（または最後列）となります。
- 5) エンジンを 1 基しか登録していなかった場合、公式練習、タイムトライアル、予選、グループ戦やプレファイナル等の後にエンジン交換が生じエンジンを追加登録する場合は、技術委員長に確認了承を得て、その後大会審査委員会の承認を得て、別なエンジンを 1 大会 1 回のみ追加することが可能です。この場合、次のヒートのグリッドは最後尾（または最後列）となります。

6) 車検後にエンジンを追加登録する場合、事務手数料として **5,000 円**を事務局に支払い、エンジン追加登録の手続きを完了してください。

7) 登録済のエンジンが 2 基とも破損した場合、登録外のエンジンを 1 基追加登録し使用することを認めます。ただし、下記の要件を満たしていることとします。

- (1) 技術委員長が、2 基とも破損状態を確認し使用不能と判断していること。
- (2) エンジン交換書面提出し、大会審査委員会の承認を得ること。
- (3) その後の出走予定ヒートに間に合うよう作業が出来ること。

ヒート出走時間に遅延した場合、そのヒートの参加は認められず、DNS となります。

- (4) エンジンを追加登録する事務手数料として **5,000 円**を事務局に支払うこと。
- (5) 出走予定ヒートのグリッドは、最後尾(または最後列)ということ了承すること。

8) エンジン検査対象となる選手が、交換したエンジンまたはシェアエンジンでレースを終了した場合、交換した登録エンジン、シェアエンジン、使用部品すべてが車検対象となります。

9) エンジン交換によって、最後尾(または最後列)スタートの車両が複数いる場合、次ヒートのスタートは、エンジン交換申請書提出順にグリッドを決定します。

10) エンジンの交換申請書提出は、次出走ヒートのスタート **30 分前**までとします。

第69条 カート

カートは本特別規則書技術規定に合致した車両であることとします。ただし、リブレ申請車両 MAX Masters 制限付き格式 において条件付き選手が使用する車両には、ハンドアクセル、ハンドブレーキ装置が搭載され、その装置はしっかり固定され、円滑、安全に機能しなくてはなりません。事前検査において万が一不具合があった場合は速やかに修復するか、または交換が必要となります。指摘された不具合が修復できない場合は競技に参加できません。

第70条 シャシー規定

1. 2 クラス以上のクラスに参加する場合、登録した1台のシャシーに、エンジンを載せ替えて参加することは出来ません。その場合、各クラス用に使用するシャシーを準備してください。
2. 一般市販品の保護プロテクターは装着可とします。ただし、シャシー剛性をあげるような素材や取り付け箇所によっては、取り外しを命じる場合があります。
3. 競技中の事故等によって登録したシャシーが使用不能になった場合に限り、未登録のシャシーに交換し次のヒートに参加することが出来ます。ただし、下記の要項を満たすこととします。
 - 1) 技術委員長が走行不能または、修理不能と判定していること
 - 2) シャシー交換書面を提出し、大会審査委員会の承認を得ること。
 - 3) その後の出走予定ヒートに間に合うよう作業が出来ること。
 - 4) ヒート出走時間に遅延した場合、そのヒートの参加は認められず、DNSとなります。
 - 5) シャシー交換申請手数料 **5,000 円**を事務局に支払い完了していること。
 - 6) 出走予定ヒートのグリッドは、最後尾(または最後列)ということを了承してください。
4. 公式練習後のシャシー交換はタイムトライアルの結果に反映され、タイムトライアルへの出走は認められますがリザルトはノータイム扱いとなり予選ヒートのグリッドへ反映されます。
5. シャシー交換によって最後尾(または最後列)スタートの車両が複数いる場合、次ヒートのグリッドは、シャシー交換申請書提出順で次ヒートのグリッドへ反映されます。
6. エンジン交換による最後尾(または最後列)の車両とシャシー交換による最後尾(または最後列)の車両が重複した場合もグリッドは交換申請書の提出順で次ヒートのグリッドへ反映されます。

第71条 タイヤ

1. すべてのクラス
 - 1) 参加者は事前にレース登録タイヤ(ドライタイヤ・ウエットタイヤ)の両側面にゼッケンを記入して下さい。
 - 2) 文字色については主催者が決定し事前に告知します。
※ゼッケンナンバー未記入の未登録のタイヤを使用した場合、競技後のパルクフェルメにてタイヤの両面にゼッケン記入と車検員による封印が必要です。
注) この場合ゼッケンナンバー記入者優先で車検を行いますので、当該ドライバーおよびメカニックは車検員の手が空くまで車検場にどまり、順番待ちの対応となります。
 - 3) 公式車検にて指定コンパウンドのレース登録タイヤの封印を受けてください。
封印後は下記9)の事項以外交換はできません。
 - 4) 各クラスの指定コンパウンドタイヤに刻印されている回転方向(ローテーションの向き)は、装着時にすべて進行方向に合わせ、同じ回転方向を向いた状態で組付けされていなければなりません。この回転方向を間違えて使用した場合、ペナルティの対象となります。
 - 5) 指定コンパウンドの登録タイヤへの溶剤塗布、加工、表面を工具などによる削る行為などは禁止されます。その行為が発覚した場合、当該レースから除外されます。
 - 6) 器具や暖房機によってレース登録タイヤを故意に温めることは禁止されます。発覚した場合には、ペナルティの対象となります。
 - 7) フリー走行中のタイヤは各クラスの指定コンパウンド(ドライ・ウエット)タイヤ内で自由とします。またタイヤ交換は Micro MAX クラス、および MINI MAX クラスを除き認められます。
※タイヤ自由で走行する場合のみ、ローテーション規定対象外とします
 - 8) タイムトライアルは必ず封印された指定コンパウンドの登録タイヤにて出走してください。
 - 9) タイムトライアル時にタイヤの製造不具合によるタイヤ不良が発生した場合、技術委員長の判断によって新品タイヤへの交換が認められる場合があります。
 - 10) 不慮のトラブル(バースト、タイヤの不具合)の場合、技術委員長の承認のもと1本のみ交換が認められます。その時の交換するタイヤは中古の同等品とします。
 - 11) レース当日の路面コンディションが微妙で、ドライタイヤかウエットタイヤを使用するか判断に迷う場合、その判断をエントラント及び選手に任せる場合があります。また間違いなく

ウエットタイヤを使用する路面コンディションの場合は、イコールコンディションと安全を考慮してタイヤコントロールする場合があります。

12) 路面コンディションの著しい変化によって、使用しているウエットタイヤの性能では安全が確保できないと大会審査委員会が判断した場合、ウエットタイヤに限り、全選手が1セットを追加できる場合があります。ただし、交換は当該ドライバーの任意とします。

2. Micro MAX クラス / MINI MAX クラス

- 1) 土日で2レースの場合と土日で1レース(2DAYレース)の場合も、使用できるタイヤは1セットとします。
- 2) 封印後のタイヤは、上記9)の事項以外、交換はできません。

【すべてのクラス注意事項】

1. 2 DAYレースの場合、使用できるタイヤは1セット(ドライ、ウエット)です。
2. 使用する指定コンパウンドは、イベントプロモーターから販売するタイヤを使用することとします。 ※新品、USEDは問いません

【ウエットタイヤ注意事項】

1. 1レースで使用できるウエットタイヤは1セットです。
- 注) Micro MAX クラス / MINI MAX クラスは前項の1通りとします。
ただし、下記1)の場合もあります。

- 1) レース時の天候による路面コンディションの著しい変化によって、使用していたウエットタイヤの性能が安全を確保できない場合、審査委員会が判断し、全員がもう1セット使用できる場合があります。
- 2) タイヤコントロールする場合は、イベントプロモーター、審査委員会、競技長、協議の上、公式通知または、告知にてご案内いたします。

第72条 最低重量

各クラスの最低重量は以下の通りとします。

Class	最低重量	Class	最低重量
Micro MAX	105kg	MAX Masters	一般 : 165kg 60歳以上 : 160kg
MINI MAX	115kg	Senior MAX	160kg
Junior MAX	145kg	KYOJO CUP	MAX Lights 参照
MAX Lights	Senior Lights	160Kg	
	Masters Lights	160Kg 60歳以上 155Kg 70歳以上 150Kg	

第73条 外装品・タイヤ位置規定

1. 前後輪ともカウル等の外装品とリアプロテクション(過去に公認取得済みのものに関しても使用可能)の装着を義務付けます。
2. タイヤ位置は、ドライ・ウエットを問わず、前後輪ともカウル外装品(無負荷状態の場合)とリアプロテクションの一番外側から1mm以上外に出ていることとします。

第74条 フロントフェアリング規定

1. 車両に取り付ける外装品は、過去に公認取得済みのものが使用可能です。取り付ける際の加工や改造は禁止されます。
2. CIK-FIA 公認 2015-2021、2018-2021 または 2023-2023 のフロントフェアリング 必備になります。なお、追加公認等があれば随時使用可能とします。

第75条 フロントフェアリング位置規定

1. 指定のフロントフェアリングが正しい装着状態でなかった場合、ペナルティになります。違反寸法、加工取り付けのないように装着してください。
2. フェアリングペナルティの判定は次の通りとします。
 - 1) 競技中の接触による脱落や正しい装着位置からのずれが発生した場合
 - (1) 起因に関係なく、対象車両はすべてペナルティとなります。

例 1 : スタート前に何かの接触によってフェアリング取り付け位置が規定よりずれた…

例 2 : パルクフェルメ進入時に前車に接触でずれた…

 - 2) 正規の位置からずれたフロントフェアリングを修正した場合
 - (1) 走行中に足などを使い、位置を修正しようとする行為
 - (2) 停止した際に、位置を修正しようとする行為
 - (3) パルクフェルメで、位置を修正しようとする行為
 - 3) 競技終了後、パルクフェルメにて競技委員と選手にて確認し決定します。選手は指示が出るまで、車両から降りることはできません。
 - 4) 車両検査において、フロントフェアリングおよびブラケット、クランプへのフロントフェアリングが脱落しにくくなる加工や改造、著しい破損(亀裂等)が見られ、技術委員長が不適と判断した場合にも、フロントフェアリングペナルティの対象となります。次ヒートから不適と判断されたフェアリングを使用することは出来ず、別の物へ交換すること。
 - 5) 1 ヒート内で、フェアリング位置規定違反とその他の違反があった場合、重複したペナルティとなります。また、悪質かつ危険な行為があった場合は、当該ヒート失格となる場合もあります。
 - 6) 競技委員の確認前に参加選手自身、メカニック(ピットクルー)、チーム員など、誰でも故意に位置を修正すれば、その車両は失格となり参加していた競技から除外され、成績は抹消されます。

第10章 クラス別規定

第76条 クラス別規定

1. Micro MAX クラス

- 1) シャシー : 全長 950mm 以下で JAF 国内カート競技車両規則に合致する第 1 種競技車両か、特別に主催者が認めたものに限り(シャシー改造や加工は一切禁止)。
 - (1) シートサブスターの取り付けは禁止します。
- 2) エンジン : ROTAX 125 Micro EVO とし、一切の変更、改造は禁止され市販状態とします。補記類も純正品とし一切の変更・改造は禁止され、取り付けもメーカー指定通りとします。
 - (1) スキツシュ : 最小値 2.40mm
 - (2) EVO 黒色クランクケース (パーツ番号 295915) ※旧型の使用不可
識別コード 6211885 / センサー側 使用可
識別コード 6211893 / クラッチ側 使用可
 - (3) 最小メインジェット番数 : # 105 以上
 - (4) シリンダー (パーツ番号 223991 / 刻印番号 223994)
注) 24 シリンダー (パーツ番号 413530) 「使用可」
 - (5) リードバルブのディスタンスプレートを必備
- 3) キャブレターインナーリストラクター (パーツ番号 267536)
- 4) EVO 電装関係
- 5) Micro EVO マフラー-ASSY (パーツ番号 273136)
- 6) ホイールサイズ :
 - ・ドライ フロント : 130 mm幅以下、リア : 150 mm幅以下 公差+2 mm
 - ・ウエット フロント : 130 mm幅以下、リア : 180 mm幅以下 公差+2 mm
- 7) その他 : 詳細は、ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2025 Micro MAX と本規則書に準拠します。

2. MINI MAX クラス

- 1) シャシー：全長 950mm 以下で JAF 国内カート競技車両規則に合致する第 1 種
競技車両か、特別に主催者が認めたものに限り(シャシー改造や加工は一切禁止)。
 - (1) シートサブスターの取り付けは禁止します。
- 2) エンジン：ROTAX 125 MINI MAX EVO とし、一切の変更・改造は禁止され市販状態とします。補記類も純正品とし一切の変更・改造は禁止され取り付けもメーカー指定通りとします。
 - (1) スキッシュ：最小値 1.20mm
 - (2) EVO 黒色クランクケース（パーツ番号 295915）※旧型の使用不可
識別コード 6211885 / センサー側 使用可
識別コード 6211893 / クラッチ側 使用可
 - (3) メインジェット番数指定なし
 - (4) シリンダー（パーツ番号 223991 / 刻印番号 223994）
注）24 シリンダー（パーツ番号 413530）「使用可」
 - (5) リードバルブのディスタンスプレートを必備
- 3) キャブレターインナーリストラクター（パーツ番号 267536）
- 4) EVO 電装関係
- 5) MINI EVO マフラー ASSY（パーツ番号 273137）
- 6) ホイールサイズ：指定なし
- 7) その他：詳細は、ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2025
MINI MAX と本規則書に準拠します。

3. 【 Micro MAX クラス、MINI MAX クラスのマフラー規定 】

EVO マフラー スプリング（パーツ番号 938798）4 本を必備することとします。

注1） スプリングを外した状態で、エンジン側にマフラーが必ず密着していなければなりません

注2） 1 支点型マフラーステーの使用禁止につき、必ず 2 支点型マフラーステーを使用

注3） マフラーおよびマフラー スプリングのガタつきは一切みとめられません

※技術委員長が上記に適用しない状態であると判断した場合、当該ヒート失格となります。

失格となった後、指摘された修正や規定の部品交換が確認できれば、その後のヒートに参加することができます。

4. Junior MAX クラス、MAX Masters クラス、Senior MAX クラス

- 1) シャシー：JAF 国内カート競技車両規則に合致する第 1 種競技車両か、特別に主催者が認めたものに限り(シャシー改造や加工は一切禁止)。
- 2) エンジン：ROTAX 125 MAX(Senior MAX、MAX Masters)、ROTAX 125 Junior MAX(Junior MAX)とし一切の変更、改造は禁止され市販状態とします。補記類も純正品とし一切の変更、改造は禁止され取り付けもメーカー指定通りとします。
 - (1) スキッシュ：Junior MAX：最小値 1.20mm
MAX Masters、Senior MAX とも：最小値 1.00mm
 - (2) 使用するパーツは純正品に限り。ただし、以下の変更は認められます。
ベースガスケット：使用数およびサイズは自由とします。
 - (3) バッテリー：ROTAX MAX Challenge Technical Regulations 2025 記載の「Ver.1」「Ver.2」「Ver.3」のみ使用可能とします。
 - (4) ラジエター：純正品のみ使用し、改造は禁止、や取り付け位置もメーカー指定の通りとします。
 - (5) インテークサイレンサー：純正品のみ使用可能とします。
Version2 の本体を使用。
装着するエアフィルターは、ROTAX 純正の 2 層構造の緑/オレンジ、2 層構造の緑/濃い緑“Twin Air”の 3 種類内、いずれかを使用すること。エアフィルターの加工、改造は一切禁止とします。
 - (6) マフラー：純正品のみ使用し、消音装置の消音部材のみ交換は認める。消音部材以外改造は一切認められません。
- 3) ホイールサイズ：指定なし
- 4) その他：詳細は、ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2025
と本規則書に準拠します。

5. MAX Lights クラス

1) シャシー：JAF 国内カート競技車両規則に合致する第 1 種競技車両か、特別に主催者が認めたものに限り（シャシー改造や加工は一切禁止）。

2) エンジン：2025 MAX Lights 仕様

(1) MAX EVO エンジンも含め、全ての MAX エンジンとし、以下に示す変更以外は一切の変更・改造は禁止され市販状態とする。補記類も純正品とし一切の変更・改造は禁止され取り付けもメーカー指定通りとします。

(2) スキッシュ：最小値 1.00mm

(3) 排気リストリクター：次の部品のみ装着可能とし標準排気ソケットから指定リストリクターへ変更し装着してください。

EVO エンジン(2016 年以降のハーネス・電装を装備したエンジン)は、部品番号 273196 の EVO 用 22mm ソケットのみ使用を認めます。

EVO 以外のエンジン(DENSO 製旧型ハーネス/旧型排圧式排気バルブ仕様)に限り、部品番号 273972(旧型 22mm ソケット)、または部品番号 273196(EVO 用 22mm ソケット)のどちらでも使用を認めます。

排気リストリクターの内径はΦ22mm+0.2mm 未満で、追加加工はいかなる場合でも禁止されます。

(4) バッテリー：ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2025 記載の「Ver.1」「Ver.2」「Ver.3」を使用してください。

(5) ラジエター：純正品とし無改造、取り付け位置もメーカー指定の通りとします。

(6) 燃料フィルター：ROTAX 純正部品を必備とする。取り付け位置も ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2025 での指定位置とします。

(7) 排気バルブプロテクション：装着必備とします。

注) 24'新型シリンダー（品番 413531）を使用している場合に限り、装着の必要はありません

(8) 使用するパーツは純正品に限り。変更可能な部品は、栄光ホームページより ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2025 MAX Lights 規定を参照ください。

3) キャブレター：デロルト XS、QS、QD キャブレターを使用可とします(組み合わせは、Technical Regulations 2025 MAX Lights 規定に準拠します。

4) プラグ：NGK GR8DI or GR9DI

5) 使用オイル：XPS/SYNMAX

6) ギア比：MAX Lights クラス ドライブ×13 丁、リア 76 丁

※リアギアの指定歯数はチェーンと駆動する実数であることとし、研磨歯数減や歯数が飛んでいる場合ペナルティとなる場合があります

7) ホイール：指定なし

8) その他：詳細は ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations 2025 MAX Lights 規定に準拠します。

【記載なき事項は ROTAX MAX CHALLENGE 瑞浪特別規則書に準じます】

車両規定表注意事項

注 1：JAF 国内カート競技車両規則に合致する第 1 種競技車両か、特別に主催者が認めたものに限り。（シャシー改造や加工は一切禁止）
一般市販品の保護プロテクター装着可詳細は、2025 ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations と、本大会特別規則書に準拠します。

注 2：Micro クラスの年齢は当該年度として扱います。Micro クラスに参加する 1 年生は参加資格を満たしている者に限られます。

2025年 車両規定表

	Micro MAX	MINI MAX	Junior MAX	MAX Masters	Senior MAX
シャシー	※注1 参照 全長 950MM 以下		※注1 参照		
エンジン	125 Micro MAX EVO	125 Mini MAX EVO	125 Junior MAX	125 MAX	
キャブレター	デロルト XS		デロルト XS		
プラグ	NGK GR8DI-8、GR9DI-8		NGK GR8DI-8、GR9DI-8		
オイル	X P S / S Y N M A X				
ドライタイヤ	MOJO C2 (4.0/5.0)		MOJO D2 (4.5/7.1)		MOJO D5 (4.5/7.1)
ウェットタイヤ	MOJO W5 (4.5/6.0)				
スプロケット	ドライブ×15丁、リア73丁	ドライブ×14丁、リア73丁	ギア歯数選択自由		

	Senior Lights	Masters Lights	KYOJO CUP
シャシー	※注1 参照		
エンジン	Lights 仕様		
キャブレター	使用出来る部品、組み合わせは、2025年 ROTAX MAX CHALLENGE Technical Regulations Lights 規定を参照		
プラグ	NGK GR8DI-8、GR9DI-8		
オイル	X P S / S Y N M A X		
ドライタイヤ	MOJO D1 (4.5/7.1)		
ウェットタイヤ	MOJO W5 (4.5/6.0)		
スプロケット	ドライブ×13丁、リア76丁		

第11章 傷害保険

選手傷害保険

競技に参加する者は、JAF 国内カート競技規則第 11 章第 34 条に定める傷害保険に、加入しなくてはなりません。〔2013 年より加入が必要になりました〕

SLO 安全協会(スポーツ安全保険)への加入を推奨しますが、その他一般の傷害保険加入でも、保障の適用が証明されれば可とします。

1. 保険金の補償額に関する事項

選手は、死亡・後遺症傷害保障 **1,000 万円**以上の保障額があること。

ピットクレー・メカニックは死亡・後遺症傷害保障 **500 万円**以上の保障額がある保険加入が推奨となります。

保険事項に該当しない不具廃疾については、保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく身体の完全に棄損された程度に応じてかつ上記各号の区分に準じて 50%以内で保険金が支払われる補償がある保険会社に加入してください。RMC クラス、他のクラスでも、JKLA 公認コースであれば、レース中の事故保障は受けられます。

走行していないピットクレー・メカニックはレースイベント主催者[オーガナイザー]が付保する施設入場者保険でカバーできる場合があります。また選手は、入院保障額 4,000 円/日以上、通院保障額 1,500 円/日以上を確約できる保険であることとなります。ご不明な点に関しては、レースイベント主催者[オーガナイザー]までお問い合わせください。

2. 保険保証内容に関する事項

一般の損害保険に加入している場合は契約約款を確認し保険の支払い対象を必ず確認してください。SL スポーツ安全保険は、被保険者(補償の対象となる加入者)が日本国内で団体の活動中および活動に行くまでの自宅との往復中に、急激で偶然な事故により被った被害(日射・熱射病および細菌性・ウイルス性食中毒等含む)による死亡、後遺障害、入院、通院、手術費用などを補償します。

1) 死亡事故

通常、事故の日から当日を含め、180 日以内に死亡した場合、保険金額全額(普通条件)が支払われます。

2) 後遺障害事故

事故の日から当日を含め、180 日以内に身体の一部をなくしたり、その機能を奪われた後遺障害は、その程度に応じて保険金額(普通条件)が下記割合で支払われます。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| (1) 終身、自由を行うことが出来ない場合 | 100% |
| (2) 両方の目が見えなくなった場合 | 100% |
| (3) 腕または足(関節より上部)をなくした場合 | 60% |
| (4) 両方の耳が聞こえなくなった場合 | 80% |
| (5) そしゃくまたは言語の機能をなくした場合 | 100% |
| (6) 片方の目が見えなくなった場合 | 60% |
| (7) 片方の耳が聞こえなくなった場合 | 30% |
| (8) 片方の耳をなくした場合 | 3%~10% |
| (9) 片方の手の親指(関節より上部)をなくした場合 | 20% |
| (10) 鼻をなくした場合 | 3%~35% |
| (11) 足の親指をなくした場合 | 10% |
| (12) 親指・人差し指以外の手の指 1 本をなくした場合 | 10% |
| (13) 親指・人差し指以外の足の指 1 本をなくした場合 | 5% |

上記各号に該当しない不具廃疾については、保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく身体の完全に棄損された程度に応じてかつ上記各号の区分に準じて 50%以内で保険金が支払われる補償がある保険会社に加入してください。

3) 傷害を被った入院・通院保険金(普通条件)

損害の結果として平常の業務をきたし、しかも医師の治療を要する場合、平常の業務に従事することができるようになるまで、1 日について入院の場合 4,000 円(180 日程度)、通院の場合 1,500 円(90 日程度)が支払われる補償がある保険会社に加入してください。

4) 賠償責任保険(一般の損害保険に加入した場合)

賠償保険金が支払われる場合、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償する保険です。

加入時に必ず確認してください

5) その他の規定

- (1) 傷害保険または、賠償責任保険の支払は、通常 180 日で仕切られます。
- (2) 事故による傷害について不具廃疾保険と重複して支払われる場合は、その合算金額が支払われます。
- (3) 健康保険・労災保険、その他の給付には関係なく、保険金は支払われます。
- (4) 他の損害保険会社と SL スポーツ安全保険の両方に加入していた場合、両方の保険会社に請求することが可能です。

6) 保険請求についての必要書類

- (1) ケガの程度を証明する所定の医師の診断書
- (2) 全治したときの医師の治癒証明書 傷害事故の場合
- (3) 死亡診断書および戸籍謄本 死亡事故の場合
- (4) 施設または主催責任者の事故確認書 傷害・死亡事故の場合
- (5) 各保険会社による指定報告書類、請求書類など多数・傷害・死亡事故の場合

7) 保険請求一般的に保険金が支払われない場合

次にあげるものには、保険金は支払われません。

- (1) 被保険者や保険金受け取り人の故意または重大な過失
- (2) 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転による事故
- (3) 被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患などを含む)、心神喪失による事故
- (4) 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術、その他の医療処置
保険金の支払い対象となる傷害を治療する場合は除きます
- (5) むちうち、腰痛、椎間板ヘルニア、野球肩、テニスひじ、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグッド病、などの持病や医学的他覚所見のない症状、靴ずれ、その他の急激、偶然、外来の要件を満たさないスポーツ特有の障害、成長痛、加齢に伴う変形性関節症、変形性腰椎症など
- (6) 地震、噴火、津波、戦争、その他の変乱(テロ行為によるケガは対象となります)でのケガ、放射線の汚染などによる人体被害
- (7) 急性心不全、脳内出血、血管疾患、その他の突然死(共済見舞金の対象となります)

鈴鹿共済会 (MS 共済会) 保険金支払い規定 (抜粋)

- 本会が保険会社と締結する保険内容及び保険金額は次の通りとする。

下記に記載されていないものは、保険契約約款に従う。

(1) 死亡保険金：

事故の日から 180 日以内にその事故による負傷が原因で死亡した場合 3,000 万円の支払いを受けるものとする。

(2) 後遺障害保険金：

事故の日から 180 日以内にその事故が原因で身体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合、保険会社の定める約款の支払区分に記載された率に応じ 3,000 万円を限度として後遺障害保険金の支払いを受ける。

(3) 入院保険金および手術保険金：

事故が原因で傷害を被り、その直接の結果として日常生活に支障をきたし、かつ、病院または診療所に入り医師の治療を受けた場合、次の入院保険金の支払いを受ける。また、入院保険金を支払うべき傷害の治療を直接の目的として、保険会社の定める約款に記載された手術を受けたときは、次の手術保険金の支払いを受ける。入院の場合…1 日につき 3,000 円 (1,000 日限度)

手術の場合…保険会社の定める約款の支払区分通り。

(4) 通院保険金：事故が原因で傷害を被り、その結果として日常生活に支障をきたし、かつ、医師の治療を要した為、病院または診療所に通い、医師の治療を受けた場合、次の通院保険金の支払いを受ける。

実治療日数…1 日につき 1,500 円 (90 日限度)

通院とは、事故により平常の生活または業務に従事することに支障をきたした期間内で、実際に医師の治療を受けたことをいう。したがって治療を行っている場合でも、平常の生活または業務に従事することに支障のない程度に回復したときは、それ以降の通院は保険金の支払いを受ける対象にはならない。

- 個人会員は事故により負傷した場合、必ず本会指定の鈴鹿サーキット内医務室にて事故記録を残さなければ保険金の請求は出来ない。ただし、生命に関わるような緊急時にはこの限りでない。

■ 保険金受取のための必要書類

- (1) 傷害保険金請求書
- (2) 傷害の程度を証明する医師の診断書もしくは、全治した時の医師の治療証明書（ただし、医師を指定する場合もある）
※保険金請求金額が 10 万円未満の場合は、治療費領収書で代用可能。
- (3) 同意書
- (4) その他、本会が契約した保険会社が指定する書類

■ 保険金の支払いは、本会が契約した保険会社を通じて行う。

■ 保険金は、健康保険、労災保険には関係なく支払われる。